

1. 議事日程第4号

(平成20年第8回大口町議会定例会)

平成20年9月24日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	副 町 長	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
会計管理者	前田 守文	教育部長	三輪 恒久
行政課長	前田 正徳	企画財政課長	掛布 賢治
福祉課長	馬場 輝彦	保険年金課長	吉田 治則
都市開発課長	野田 透	学校教育課長	近藤 孝文

学校教育課
主幹兼
派遣指導主事

加木屋 直 規

生涯学習課長

近 藤 定 昭

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

近 藤 登

議会事務局長
次

佐 藤 幹 広

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時40分）

議長（吉田正輝君） ここで暫時休憩をお願いします。

（午前 9時41分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時59分）

議長（吉田正輝君） それでは休憩が長くなりましたが、会議に入る前に一言述べさせていただきます。

本日の本会議の前に、町長から私に対して、公正であるべき議長の立場を逸脱した行為ではないかとの申し入れがありました。この申し入れに対しては、教育長に対する温情的な意味合いをもって接したつもりではありますが、議長の職責を軽んじた行為とみなされるような誤解を招き、議会審議がこのように停滞していることに対して、非常に責任を感じています。今回改めて皆さんの御意見をお聞きしながら、公正な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を再開します。

一般質問

議長（吉田正輝君） 日程第1、一般質問を行います。

22日の一般質問では柘植満君まで終了しております。

木野春徳君

議長（吉田正輝君） 通告の順序に従い、次は木野春徳君。

12番（木野春徳君） 12番議席の木野春徳でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い大きく2項目について質問をさせていただきます。

きます。なお、不測の事態ですので、再質問は一切いたしません。

まず、1項目めの新学習指導要領に対する取り組みについてです。

平成18年12月、60年ぶりに教育基本法が改正され、また平成19年6月に学校教育法の一部が改正されました。これら教育の根幹である法律の改正による背景も加わり、新学習指導要領が本年3月28日に告示されました。

現行の学習指導要領の生きる力をはぐくむという基本理念を引き継ぎ、変化の激しいこれからの社会を生きていくために、基礎的な知識・技能を習得し、活用してみずから考え、判断し、表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し解決する確かな学力をつける。みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心を持つ豊かな人間性を育てる。たくましく生きるための健康や体力を身につける。新学習指導要領は、この知・徳・体をバランスよく育てることを目指し、小中学校での新たな教育課程を編成し、これまでの学校現場での課題をもとに指導面などで具体的な手だての確立を目指し、目標を達成するよう教育を行うとしています。

本年度を周知期間とし、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から全面実施となり、それまでの期間は移行措置期間としています。そこで、来年度からの移行措置期間も含め、全面実施に向け、学校現場での教職員の意識やカリキュラム、教材などの準備も含め、現在どのように取り組まれているのかお伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） それでは、木野春徳議員の質問にお答えをしまいたいと、このように思っております。

大きい二つ目の質問につきましては、教育部長の方からお答えをさせていただきます。よろしくお願いたします。

新学習指導要領に対する取り組みということでございます。これから10年くらいの間、この大きな枠組みの中で教育が行われていくという大事な内容でございます。議員御指摘のように、本年の3月28日、小中学校の新学習指導要領が告示されたわけでございます。

これは、今御指摘がありましたように、平成18年12月に実に60年ぶりに教育基本法が改正をされました。1947年（昭和22年）3月31日、崇高な理念のもとに教育基本法が公布をされたわけでございます。私どもはこれをいつも念頭に置きながら教育に当たってきたところでございます。それが60年ぶりに改正をされる、受けて平成19年6月、教育三法が改正・公布をされたわけでありまして。学校教育法、教員免許法、そして人材確保法、もう一つが地方教育行政の組織及び運営に関する法律と、この三法が改正をされたわけでありまして。これを受けた最初の学習指導要領の改訂と、こういう実は位置にこの新しい学習指導要領はあるわけでございます。

また、学校週5日制への対応と、ゆとりと充実を目指してきた現行の学習指導要領は、平成14年の全面実施当初から、授業時間の減少、あるいはそれに伴う学習内容の削減により学力の低下が懸念をされ、議論されてきたところであります。今回の改訂は、そうしたことを踏まえた改定でございます。

当町においては、既に平成15年度より、生涯学習社会の実現に向けての努力、あるいは一人ひとりに確かな学力を保障するための授業力の向上を目指した先生方の教育実践、授業公開、あるいは算数、英語等の力が今後必要になるであろうということを見据えての生き生き土曜学級の開講等、将来のあるべき姿を求めて実践をしてきたところでございます。今回の改訂は、まさに当町の目指す方向と軌を一にするものであると、このように考えているところでございます。

まず教職員の意識、カリキュラム、あるいは教材等の取り組みにつきまして御質問をいただいたわけですが、国の小学校新学習指導要領説明会が既に6月30日、7月1日に行われております。中学校の説明会が7月17日、18日、いわゆる中央研修が行われ、それを受けて愛知県の説明会が8月29日に実施をされたわけでございます。この説明会には各学校から教務主任が参加し、それを受けて各学校において今準備を進めているところでございます。御案内のように、本年は周知をする1年ということでございまして、各学校において周知をしているところでございます。

今回の改訂では、教育内容の主な改善点として、言語活動、体験活動の充実、理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、外国語教育の充実が柱となっております、カリキュラムについては、既に現在、丹波地方レベルで各教科のカリキュラムの作成作業が始まっているところでございます。各学校では、先生方が説明会の伝達を受け、自分の学校の子供たちの様子、あるいはこれからどのようにこれを実施していくのかということについて話し合いが持たれているところでございます。

なお、移行期間につきましては、平成21年度から、小学校は全面実施の平成23年度までの2年間、中学校は平成24年度までの3年間で、段階的に実施をしていく計画になっておりまして、大口町の学校においては、現在、小学校の校長先生、教務主任、あるいは教育委員会の指導主事が授業時間数の増加への対応の仕方や、必要となる教材・教具等のリストアップなど、対応を検討しているところでございます。

(12番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 木野春徳君。

12番(木野春徳君) それでは続いて、移行措置期間である来年度から道徳、総合学習、特別活動、さらに算数・数学、理科は一部を前倒しして先行実施しなければなりません。特に、

来年度から小学校では算数、理科、1・2年生の体育、中学校では1年生の数学、3年生の理科の授業時間数が増加します。また、その他教科についても一部新課程の内容を取り入れなければならない項目もあります。さらに各学校の裁量で実施することも可能となるものもあります。こうしたことも含め、教職員の配置をどう見込み、考えておられるのか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 今回改訂されました新学習指導要領が、小学校では平成23年度、中学校では24年度から全面实施になるということでございます。

全面实施されますと、小学校低学年では週2時間、中・高学年で週1時間の授業がふえるわけでございます。中学校では、どの学年も週1時間ふえる、こういうようなことになっているわけでございます。

なお、授業時間数の増加につきましては、移行期間中に段階的に行われると。一度に行われるわけではございません。小学校は、移行期間である平成21年度から22年度にかけて1時間授業がふえるということでございます。中学校におきましては、23年度に1時間ふえるというような時間の配置になっております。これにつきましては、小学校では21・22年度、そして全面实施の23年度、中学校では21・22・23、全面实施の24年度、年次を追って先生方の配置がされていくわけでございます。

なお、この配置につきましては、国が定めております定数法、これによって配置が決まっているわけございまして、まずは国あるいは県の配置の動向を見ながら私どもは対応していきたい、このように考えているところでございます。

（12番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 木野春徳君。

12番（木野春徳君） 続いて、今回の学習指導要領の改訂によって、科目の授業内容や授業時間数が大幅に変更となり、児童・生徒への負担がふえるのではないかと思います。さらに、現大口中学校では特に教科センター方式という新たな授業方式で行われています。小学校から中学校への学習や生活など、環境の変化になじめない中1ギャップの生徒が出ないのか、心配しています。こうしたことを考慮したとき、小学校と中学校がどのように連携していかれるのか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 中1ギャップの問題について御質問をいただきました。

中1ギャップというのは、中学校へ入学した途端に学習や生活の変化になじめずに、不登校になったり、いじめが急増したりする問題のことでございます。少人数学級を編制し、一人ひとりの子供に目が行き届くように、県の施策として来年度から中学校1年生で35人学級の編制

が導入される予定になっております。

なお、同じような問題として、小学校に入学して、集団行動がとれない、あるいはじっと座ってられない等の状態が続く、これを小1プロブレム、このように言うわけでございます。これについて、県は既に平成16年度から、小学校1年生において35人学級編制を導入し、今年度、20年度には2年生でも導入をしているところでございます

大口町では、幼・保、あるいは小・中の間をスムーズにつないだ一貫した教育を現在目指して努力しているところでございます。小学校から中学校への円滑な移行については、生徒の自主的な動きを重視する教科センター方式やノーチャイム制を取り入れた新生大口中学校のシステムに円滑に適応できるように、中学校までを見通した教育課程を小学校においても編成し、高学年においては教科担任制の試行や、教科コーナーの設置に取り組んだり、全小学校でノーチャイム制を取り入れたりしているところでございます。そのほかにもスクールカウンセラーの小学校の巡回相談等を実施しております。

また今後は、小学校と中学校の教員がお互いに授業の様子を参観し合ったり、意見交換をしたりする場をふやすなどの教員研修がさらに必要と、このように考えているところでございます。

(12番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 木野春徳君。

12番(木野春徳君) 以前、小学校でも英語教育活動について質問をさせていただきました。今回の改正により、小学校5年・6年生の外国語活動が平成23年度から週1時間、年間35時間の実施となります。現在、既に大口町の小学校ではALTによる英語授業が2週に1時間行われていますが、来年度から全面実施に向け、外国語活動にどのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

議長(吉田正輝君) 教育長。

教育長(井上辰廣君) 小学校5・6年生で新設される外国語の活動について御質問をいただきました。

5年生・6年生、各学年年間35時間(週1時間)の授業時間を充てることになるわけでございます。授業時間確保のためには、週の授業時間を1時間ふやして、平成21年度から実施していく方向で現在検討しているところであります。外国語活動の指導は学級担任、あるいは専科教員が行っていくことになると考えておりますが、学校としてどのように外国語活動を展開していくかといった計画や、あるいは指導する担任等への支援については、小学校に配置されている英語の免許を持った教員が外国人指導助手と協力しながら中心となって進めていくことになるかと考えております。英語免許を持った教員がいない学校についても、外国人指導助手の

支援を受けながら、学校間で連携し合って進めていくことになるのではないかと、このように考えております。

議員御指摘のように、当町において、既に南小学校には週1日、北小学校と西小学校には週2日、外国人指導助手を派遣し、外国語に親しむ機会を設けてきたところでございます。

いずれにいたしましても、小学校における英語の指導は、音声面を中心としたコミュニケーション能力の素地を育成する、あるいは言語・文化に対する理解を深めるために新設されるものでございます。中学校の英語の授業とは違って、読む、書くよりも、聞く、話すに中心が置かれるわけでございます。そうしたことを中心としながら、国の方においても英語ノートだとか、あるいはCDの開発というようなことが現在進んでいるかと、このように聞いているところでございます。

(12番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 木野春徳君。

12番(木野春徳君) それでは、現行の学習指導要領では、武道・ダンスともに選択となっていますが、改訂によって中学校1・2年生で男女とも必修となります。特に武道については、柔道・剣道・相撲などが提示されていますが、必修化に向けどのように取り組まれるのか、お伺いします。

議長(吉田正輝君) 教育長。

教育長(井上辰廣君) 今回の学習指導要領の改訂の柱の一つに、伝統や文化に関する教育の充実、このようなことが実は上げられているところでございます。国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、各教科等において、我が国の郷土の文化や伝統を受けとめ、それを継承・発展させることを目指しています。そのために、例えば国語科では古典学習、社会科での歴史学習、音楽科における唱歌・和楽器の学習、美術科における我が国の美術文化についての学習、そして保健体育科での武道の指導の充実を図っていく、このような方向にあります。

こうした方針のもとに、中学校1・2年生の武道・ダンスの必修化につきましては、保健体育科の教育課程にきちんと位置づけて実施していかなければならないと、このように考えております。

なお、指導については保健体育科の教員が行いますが、実技指導の補助として外部からの講師の導入等についても検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

(12番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 木野春徳君。

12番(木野春徳君) 続いて、今回の改訂はゆとり教育によって児童・生徒の学力が低下したことによる反省から、詰め込み教育への転換ではないかという声も聞かれますが、どのよう

に考えておられますか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 現在の学習指導要領が生きる力、ゆとりということを中心に展開をされてきたことから、今回また詰め込みの教育に戻るのではないか、このような心配がされているということでございます。

一番の理念であります生きる力をはぐくむということは変わっておりません。ただ、問題はそのあり方、その具体的な手だてに問題があるのではないかということから、今回の学習指導要領の改訂が行われております。生きる力をはぐくむための基礎・基本の充実を目指した学校教育に、実は現在も取り組んでいるところでございます。授業の充実、あるいは基礎・基本の定着に努力をしながら取り組んできたところであります。今回の改訂を待たず、指導の量的な充実もさることながら、質的な充実を目指す観点でこれをとらえ、教員研修等によって指導方法の工夫・改善に取り組んできたところでございます。

これからの教育活動について、ゆとりか詰め込みか、あるいは習得型か探求型かといった、いわゆる二項対立の形で論じられることがあります。しかし、これからの教育の方向は、二項を克服して、あるべき教育の姿を現場でつくり出していくということが肝要ではないか、このように理解をしております。現在もそうしたことを念頭に置きながら、各学校で指導の充実をお願いしているところでございます。

（12番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 木野春徳君。

12番（木野春徳君） 続いて授業時間数の増加、授業内容の大幅な変更などがされますが、児童・生徒、保護者への周知・説明をどのようにされるのか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 新しい学習指導要領に対する取り組みの子供や保護者、あるいは周りへの周知のことでございます。子供や保護者への周知・説明についてでございますが、新学習指導要領の趣旨等について、文部科学省は既に保護者向けパンフレットを4月に配付しているところでございます。また、今後はPTAの総会だとか委員会等の機会をとらえながら周知を図っていききたい、このような方向で今動いているところでございます。

具体的な内容等については、保護者に向け、学校を通じ、趣旨の周知と同じように、PTA総会の機会等をとらえながら説明をし、あるいは文書を配付する、このような方向で周知をしてまいりたいと思っているところでございます。

現在、いろいろな問題が教育を取り巻く問題としてございます。事故米の問題、あるいはミルクの問題等々、給食を取り巻く大変いろいろな状況の中で、私どもは子供たちの安全確保等

に努力をしているところであります。先日の柘植議員さんの質問もそうございました。学校教育の大きな枠組みが今決まるわけございまして、これへの対応をおさおさ怠っていくわけにはまいりません。しかしながら、一番大事なことは、これを学校現場、あるいは私どもがどのように実施をしていくかということが教育の効果を高めていく、あるいは当初の目的を果たしていくために大変重要な問題でございます。学校の先生方の研修、保護者へのPR、そして地域の皆さんのお力添え、このようなことがあって初めて効果を発揮すると、効果的な教育課程になっていく、このように考えているところでございまして、移行段階はもちろんです、本格実施になってもこのことを逃して当初の目的の達成はあり得ないと感じているところでございます。今後、関係者の皆様、あるいは関係機関と連携を図りながら、PRをしながら新しい学習指導要領の実施に向けたいと、このように考えているところでございます。

(12番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 木野春徳君。

12番(木野春徳君) それでは次に、大きい2項目めの学校支援地域本部事業について質問をさせていただきます。

この事業は、地域の住民や保護者の力によって学校を支援し、教員の負担を軽減し、子供と向き合う時間を生み出し、きめ細やかな指導をする時間を確保するとともに、地域のボランティアの人々が学校の内部に入り、子供とかかわりを持つことにより子供たちの人間性を高め、さらに学校と地域がともに連携し、学校教育に携わることにより、地域の教育力向上を図る取り組みでもあると思います。

そこで、現在大口中学校においてこの事業が既に立ち上がっていますが、参加される方の意識や人数、また具体的にどのような支援事業を展開されるのか、お伺いします。

議長(吉田正輝君) 教育部長。

教育部長(三輪恒久君) それではお答えを申し上げます。

まず初めに、この事業は地域全体で中学校教育を支援する体制づくりを目的に設立されたものであり、大口中学校区学校支援地域本部が事業主体であります。生涯学習課は、本部が自主自立されるまでの当分の間、事務局として支援をしてまいりたいと考えております。

この事業の経緯は、過日6月25日に大口町実行委員会が結成されまして、同時に学校支援地域本部が設立されました。学校支援地域本部は、この事業の趣旨を住民の方々に広く周知するために、7月に3回の事業説明会を開催し、計61名の方が参加をされました。趣旨に賛同され、ボランティア登録された方は42名の出席がありました。このことから、この事業に対する住民の意識の高さを感じることができると思います。説明会でどんな支援活動を希望しますかとのアンケートでは、花壇の手入れを初めとする緑化維持管理支援、校舎の修繕を初めとする環

境整備支援、不審者から子供たちを守る登下校時の生徒の安全確保支援、学校視察団に対する案内支援、授業、外国人生徒に対する日本語教育、カウンセリング等のサポート支援、剣道や茶道等のクラブ活動支援が提案されてきたところであります。

これらの支援活動を具体的に検討するために活動検討会を立ち上げ、今日までに計5回、延べ54名の方が参加されております。検討された結果、平成20年度事業としましては、体制づくりに時間がないことから、新しい大きな学校で生徒も一生懸命清掃活動に取り組んでいるものの、対応に苦慮しているのが現実であります。今年度といたしましては、日常清掃の活動支援をしようということで計画がとりあえずされてまいりました。

今後とも、さきに述べましたように、いろいろな支援活動に対応するボランティアスタッフを募集しまして、生徒たちの健やかな成長を求めた事業展開を進めていくということで結論が出ております。

(12番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 木野春徳君。

12番(木野春徳君) 続いて、この支援事業に対する学校側の考えをお伺いします。

議長(吉田正輝君) 教育部長。

教育部長(三輪恒久君) 学校の考え方ということであります。

学校支援地域本部事業に対する学校側の考え方について、この学校支援地域本部には、学校とボランティアとの意見調整をするコーディネーターが設置されております。このコーディネーターを介して、学校側の要望等がボランティアに紹介されます。

学校側としては、学習支援活動や部活動支援など、学校現場のニーズに応じた支援活動を要望する中で、早急の対応としては、環境整備としての学校支援地域本部が計画されている清掃支援活動に期待が寄せられているところであります。

教育委員会といたしましては、地域住民がみずからの生涯学習活動として、また地域と学校が協働し未来を生きる子供たちをはぐくむ場として、学校支援地域本部事業が推進されていくよう、支援活動を見守っていきたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 木野春徳君。

12番(木野春徳君) それでは最後に新学習指導要領は、小学校では平成23年、中学校では平成24年に全面実施されます。それまでの期間に十分に教職員の間でも意識統一し、さらに準備を整えていただき、スムーズに移行ができるようお願いをいたします。

また、地域支援事業につきましては、学校と参加されるボランティアの方が信頼と対等の立場に立って、進んで参加できるような条件整備を整えていただきますようお願いを申し上げ、

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

吉 田 正 君

議長（吉田正輝君） 続いて吉田正君。

1 番（吉田 正君） 議長の御指名がございましたので、大きな項目で4点ほど質問をさせていただきます。

まず国民健康保険税制度を改めよということで、低所得者ほど負担率が高く、滞納世帯が多いという実態が私どもの調査でもわかってまいりました。参考に、今回は平成18年11月27日現在の、その当時の保険年金課から提出していただいた資料、並びにさきの平成20年6月議会の一般質問時に提出していただいた資料を参考資料として添付をさせていただきました。これらの資料を組み合わせると、実は低所得者ほど負担率が高く、しかも滞納世帯が多いということがわかりました。改めて、平成20年の6月1日現在でよいので、最新の資料を提出していただきたいと要請をしておきましたけれども、そうした資料も、資料1ということで御提出をいただきました。

新しい資料を見ますと、例えば所得金額が300万円までの世帯というのは、まず加入世帯数で見ると77.7%を占めています、加入割合を見ますとね。あと、その隣の滞納世帯数を見ますと、300万円までの所得で見ますと、そこまでの世帯で滞納世帯はおよそ73.7%を占めております。それからなおかつ、その隣ずっと見ていきますと、滞納世帯のうち短期保険証もしくは資格証明書が発行されている世帯を見ますと、82.1%が300万円以下のところで占められていることが、これは後で電卓で計算してもらおうとわかるんですけども、わかってきております。つまり、所得の多い層ほど滞納世帯は少ないという実態、新しい資料を見させていただいても出てくるというふうに思います。

こうした実態をとらえて、なぜその世帯が滞納しているのか。そうしたことで家計状態がどんな状態なのかということをも調査したことがあるのかなのか、もし調査したことがあるのでしたらお教えをいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 調査の実態についての御質問でございますが、保険証の更新時には納税相談を行っております。また、税務課にも協力を得るなど、できるだけ生活状況の把握に努めているというのが現状でございます。

（1 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 今御答弁いただきましたけれども、短期保険証、資格証明書、特に短期

保険証の交付時においては、期間が定めがありますので、その期間が切れれば取りに来なければならぬと。そういう折には当然窓口で滞納についての御相談も申し上げるし、どんな状況なのかということも相談しておられると思います。当然、滞納者へ納税の督促に行かれる際もそうしたことがあるんだろうというふうに思われます。

また、この新しい資料を見させていただいて、私、保険年金課、よく調べていただけたなあと思ったのは、この資料を見て特徴的なもんだからわざわざ保険年金課の方で太文字で表示がしてありますね。実は加入世帯3,274世帯のうち117世帯しか400万から500万の世帯はないけれども、そのうちの27世帯、つまり117世帯のうち27世帯ですから23.1%の世帯で滞納があるということが、この資料を見るとわかってくるのであります。

こういうことは、こういう資料を出していただくまで私もよく存じ上げなかったことなんです。私は単純に所得が低い世帯ほど滞納が多い、そこだけを着目していたわけですが、実は400万、500万、600万、700万という世帯でも、滞納世帯が実はそれぞれの所得階層ごとの加入世帯数の割合で見ると非常に高い割合を示している。特に400万から500万の層というのは23.1%ということで、大変大きな割合を示していますけれども、これについては町としてはどのような分析をしておられるんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 22日に配付させていただきました資料に基づきまして、低所得者のみならず、400万から500万の所得層においても加入世帯に対する滞納者の割合が非常に高い。これは表に書いてあるとおりでございますが、この生活実態がどうかということについては、具体的には把握しておりません。

ただ、問題としてありますのは、この層がそうなのかどうかわかりませんが、国保の仕組みに対する理解、御本人さんあるいは世帯の理解、あるいは税の負担、保険料の負担と生活上の費用負担、これのプライオリティーをどこに持ってみえるのか、こういったことも左右してあるのではないかと考えてございます。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） つまり払えるのに払えていない、そういう層が400万以上のところには存在しているのではないかなあという、多分想像だと思うんですけども、そういう見解を今述べられたんだろうというふうに私は理解をするわけです。

ところが、所得が多いからといって払えるかどうかということは別の問題なんです。これは再々議会の中でも私述べさせていただきましたが、借金が多いということも逆に言えるわけです。所得が多いということは逆に言うと借金もたくさんある、そういう世帯もこの中に含まれ

るのではないかなあというふうに思うんです。

借金は、前も言いましたけれども、例えば収入から差し引けるものというのは、借金のうち利息だけなんです。利息しか差し引けないんです。元金の返済については収入から差し引くことができないんです。ですから、借金がたくさんあっても、所得は減らないんです。そういう仕組みなんです。当然皆さん方も、この中で住宅ローンを抱えていらっしゃる方はおわかりだと思いますけれども、住宅ローンがあるからといって、その分、じゃあ所得が控除できるかという、実は控除できないですよ。これと同じことがこういう層の中にはあるわけです。特に国保の場合において言えば、自営業者の方がこの中に私はたくさん含まれてくるんじゃないかなと思うんです。事業ということになれば、会社の場合だったら個人とは関係ない、こういうことは言えるわけですが、しかし中小の零細業者はそういうわけにはいきません。例えばそれが会社の事業であったとしても、借金については個人保証を求められる。こういうケースというのは間々あるんです。間々あるというか、ほとんどがそうなんじゃないでしょうか。そういう意味では、例えば個人がお金を借りて、それを自分の会社に貸し付ける形で会社を運営してみえる、こういうこともあるんですよ。だから、そういう方は本当に生活は厳しいと思います。例えばその会社から給料を得ていたとしても、会社の事業を運営するために、借金をするために返済は個人に求められる、事業としてね。サラリーマンのように入ってきたお金がすべて使えるわけではない、これが自営業者の実態だと思うんです。そういう実態をよくとらえてほしいんです。

だから、この400万から500万の層に117世帯あるんだけれども、このうちの23.1%も滞納している。どうしてこういう状態になっているのか、これは今初めて明らかになったわけですが、今後、こういう層においても一体どういう生活実態なのか。これは私はよく町としても把握していく必要があると思います。それはお願いしておきます。ぜひやってください。

それから、滞納世帯全体で見ると73.7%までが300万円以下の世帯で占められている実態があるわけですが、これはどういうことかといえば、6月議会でもお示ししたとおり、例えば所得が100万円のところで、実は世帯が家族4人だと12万5,000円の負担をしなくちゃならないわけですよ。だから所得が100万円に対して、その保険税の負担割合はどのようになるのかといったら、12.5%になるわけです。これはきょう資料にお示ししたところの、折れ線グラフの中にあるんです。例えば200万円だとどうかというと、14%の負担なんです。だから所得200万円に対して14%の負担ということは、じゃあどうなるのかというと、28万円負担しなければならぬ。これは家族4人で計算した場合ですが、そういうことになるわけです。実は所得が低い世帯ほど、その負担率というふうでとらえると負担が大きいんです。所得が低いところほど実は大きい。

そういう中で、今回の新しい資料を見させていただいても、この滞納世帯数は7割を超える状況があります。300万円以下の世帯を見ると73.7%。これは短期保険証、もしくは資格証明書を発行している世帯はどうかというと、この300万円までの世帯で見ると82.1%です。8割以上がそうした300万円以下のところで滞納になっておって、なおかつ短期保険証や資格証明書の交付を受けざるを得ない、こういう状況になっておりますので、私はぜひ、この今の国民健康保険税制度を見直す必要があると思うんです。どういう見直しかといえば、私の考えとしては、低所得者ほど保険税の負担率を軽減する必要があると思うんです。軽減することによって滞納世帯を減少させることができると思います。その上で、やはり短期保険証や資格証明書の発行、これを私は直ちにやめるべきだというふうに思いますけれども、町のお考えを伺っておきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 低所得者ほど滞納が多い、さらには資格証明書、あるいは短期保険証の発行が多いという観点から、保険税の見直し案ということまで御指摘をいただきました。

確かに表から見ますと、おっしゃるとおりの件数かなということは理解できます。しかしながら、高所得の方につきましては、低所得の方に比べ国保税を5倍ほど納付されてみえるといった実態がございます。また、医療費で見ますと約7割の負担をされてみえるというのも現実でございます。100万円の所得の方と比べ、負担率は高所得の方は約5倍となっております。したがって、低所得の方は、少ない負担で医療にかかることができる仕組みとなっているということも、裏返せば言えると思います。

次に、短期保険証や資格証明書の交付の件でございますが、今後も税の負担の公平・平等という観点から、特別な事情がない限り、やはり継続して交付してまいりたいと、かように考えております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 私は今の答弁には納得はしてはおりません。短期保険証、それから資格証明書の発行、こうしたものを少しでもやめる努力は、今、町としても、例えば課税のやり方を変えるだけで私は十分行えるというふうに思うんです。これだけ低所得の方ほど資格証明書の発行や短期保険証の発行が多いということは、ここにやっぱり問題があるんですよ。そういう認識はやっぱりあるはずですから、町としても、ですからきちんとは見直しをいただく、私はそういうことを指摘しておきたいと思います。

続いて後期高齢者医療のことについて伺いますが、新しい政権、自公政権といいますが、新

しい政権がきょう生まれるということなんですけれども、この後期高齢者医療制度は見直しをするという案が浮上しました。ところが、きのう、きょうあたりの新聞を見ますと、その見直しそのものもかなりのトーンダウンをしているというふうに見ざるを得ない状況があります。どうもこれは連立政権を維持するために、見直し案がどうも大分吹っ飛んでいってしまったのかなあということ、そうした新聞紙上を見ますと感ずるところであります。

私は全体として、この後期高齢者医療制度というのは廃止をすべきだという立場でありますけれども、その中で特に65歳から74歳の障害者の人の後期高齢者医療を強制加入させる方式、要するに強制加入させる方式と言っているのかどうかのかわかりませんが、後期高齢者医療制度に加入しないと障害者の福祉医療制度が受けられない問題ですね、愛知県は。この点に絞って質問をしたいわけなんですけれども、こうしたことというのは、私は全国的に見ても異常なことではないかなと思いますが、町としてはいかようにお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 65歳から74歳の障害を持った方が後期高齢者医療制度に入らないと、障害者医療としての福祉医療、さらには将来後期高齢者福祉給付金の対象にならないといったことにつきましては、特に後期高齢者医療制度が始まりまして、基本的には何かの保険に入っていていただくというのが原則かと思えます。そうしたことで始まった保険制度でございますので、65歳から74歳の一定の障害を持った方でも、確かに今まで不要であった方にとっては新たに保険料が発生するといった問題があるかと思いますが、多少の問題、あるいは矛盾があるかもしれませんが、新制度の中での運用でございますので、これはいたし方ないことであるというふうに理解しております。

また、愛知県の各種の福祉医療制度につきましても、他の都道府県と比べますと遜色のない制度であるという中で進められておりますので、この御負担していただくことについては、私どもとしてはやむを得ないものというふうに理解をいたしております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田正君） 後期高齢者医療制度の加入を義務づけているわけですね。要するに福祉医療費の給付事業に該当させるには、実は後期高齢者医療制度に加入を義務づけられている、こういうことが愛知県で行われておりますけれども、そうした都道府県というのは、実は全国的に見ても九つしかないんです。そのうちの一つがこの愛知県なんです。しかも、ある障害のある方が私におっしゃったんですけれども、後期高齢者医療制度というのは75歳からが対象のはずだと。しかし、我々障害者は65歳から、つまり10歳も早くから後期高齢者医療に加入しなければならない。これは不当なことではないかと、その方はそう言っておられました。

例えば息子さんの健康保険の扶養家族になっている人、障害者でなければ75歳になる直前まで息子さんの扶養家族に入っていて、保険料も納めなくても済むんですよ。ところが、一定の障害のある方については、要するに今までも老人保健法に該当しておられる障害者ですね。なおかつ、福祉給付金制度によって医療費が無料になる、そういう人というのは障害が重いわけですね、一定の障害があるわけですから。その障害の重い人に向かって、65歳以上だからあなたは保険料を払いなさいというのは非常に過酷なことなんです。だからこそ、全国の都道府県のうちほとんどのところが後期高齢者医療制度に加入を義務づけていないんですよ。加入しなければ福祉医療制度は受けられませんよと言っているのは、全国で九つだけなんです。しかも、7月26日には、厚生労働省はそういうことをやめなさいということを行っているわけです。法の趣旨としては、加入しても加入しなくても障害のある人はどちらでもいいですよということを行っているわけですから、その方向で対応しなさいよということ国みずからが言っているんです。ところが、愛知県はそこをねじ曲げて、後期高齢者医療に加入しないと福祉医療費の給付事業には該当させないということをやっているわけですから、それはやはり地方自治体からそういうおかしなことはやめるように、当然市町村が意見具申するべきじゃないですか。違いますか。住民の立場で、やはり自治体としては考えていただかないといけない問題なんです。

ところが、これは国がやっているわけじゃないんですよ。県がやっている、この広域連合が。広域連合もやっているのかもしれないけど、この福祉給付金制度というのはもともと県の制度ですよ。だから県がやっていると言っているいいと私は思うんですけども、県がやっているんですよ。だから、県に対して、あなたたちは意見具申しなくちゃいけない。こういう矛盾が実は発生しているんだと。健常者と障害者と比べてじゃあどうなんだということは、ちょっと考えれば、あなたたちの立場だったらわかるはずですよ。だから、そこは是正させるように町の方としても言うべきじゃないですか。私は言うべきだと思うんですよ。いかがですか。もう一回答弁してください。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 65歳から74歳の障害を持った方々が後期高齢者医療制度へ入ることについての問題というか、保険料を払わなきゃいけないといったことについての問題という観点の御質問かと思えます。

福祉医療につきましては、御承知のように2分の1は県が負担、残り2分の1は市町村負担ということで、財政力のない市町村においては、福祉医療に乗っていけないというような市町村も中にあるというふうには私は認識しておるんですが、ですからそういった福祉医療の問題、愛知県の全市町村が加入していないようなケースとして考える福祉医療の制度、さらにはことしから始まりました全都道府県で広域連合が包括的に進めておる後期高齢者医療制度、これは

少し構成の仕組みが違うかなという部分がございますので、何せ冒頭におっしゃいましたように、都道府県の中で9団体しかないというような御指摘でございますので、いま一度よく調べまして、県の方に必要であれば具申をしていきたいと考えております。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 今、意見具申をしていただくということでしたけれども、きょう資料 2 ということで保険年金課からいただきました。これは65歳から74歳の障害の方で、後期高齢者医療制度に加入している人の年間保険料の一覧です。対象になる人数は98人です。かなりの人数ですよ。私驚きました。しかもゼロから1万円というのが33人もおられる。これは要するに、今まで社会保険の扶養家族だった人ですよ、ゼロから1万円というのは。社会保険の扶養家族であった人については、普通は10分の1だったか20分の1だったかに軽減されるということだもんだから、年間の保険料が2,000円程度で初年度の場合については済むということですよ。しかも、10月からかけられるんですけどか、これらの方については。だから、今度の10月15日の年金から新たに後期高齢者医療制度の保険料が差引かれる人がこの中におられるということなんですね。少なくともこのゼロから1万円の33人の方については、恐らくそういう方なんだろうということがわかるわけです。

この金額は大小ありますね。50万という人が、障害のある方でも5人もおられますし、大小あるわけですが、しかし、4万から5万というところも25人もおられる状況があるわけですが、4万から5万というのは多分均等割だけかけられるような人なんだろうなということも容易に想像がつくわけですね。本人には所得割がかけられるような金額はないけれども、しかし均等割だけは丸々、4万円ちょっとだったですね、均等割は。そういう方が25人もおられるということがこれを見るとわかるわけです。

そういう意味では、所得がないのに新たに保険料を払わなければならない人がこの中にもたくさんおられるということが、この資料を見るとわかるわけです。そうした大勢の方がおられるわけですので、やはり町としてもきちんと調べた上で、県に対して意見具申をしていただけるように、ひとつよろしく願いいたします。

私ども日本共産党は、今回、議会に対して意見書も提出をさせていただきました。特に65歳から74歳の障害のある方に対する後期高齢者医療制度に加入を義務づけている問題について、これをやめよという意見書も提出をさせていただいておりますけれども、こんな不当なことはぜひやめさせていただきたいというふうに、この点についても指摘をさせていただきます。

それからもう一つ、続いて障害者の施策についてお伺いしておきます。

実は健康福祉常任委員会は、7月に委員会の視察をさせていただきました。これは障害者福

社をテーマに視察をさせていただきましたが、長野県長野市の就労支援についての視察、また岐阜県恵那市におきまして、やはり障害者施設の視察をそれぞれさせていただきました。どちらの施設も見させていただきまして、大変立派な施設のみならず、一人ひとりの障害のある方々が大切にされているなということを私は実感させられました。それはいろんな障害があるわけですので、全員の方が自立した生活を送れるというふうには限らない状況があります。しかし、自立した生活を行えるように、新たな仕事をどんどん作りながら、しかも障害年金等々とあわせて、そこでの工賃や賃金等々あわせてグループホームで生活をしておられる方々の状況も見させていただいたところであります。

一番私が感じたのは、一人ひとりの利用者、障害のある方々が一体何ができるのか、また一人ひとりの障害のある方の可能性を非常に的確にその施設の方々がつかんでみえる。それは本当にえこひいきと言っては言い過ぎかもしれませんが、そのぐらいの意気込みで一人ひとりの方々の特徴、またどんなことならできるのかということを本当によく調べておられます。そうした中でいろんな仕事が生まれてきているんですね。長野の施設ではレストランまで経営してみえる。当然、そのレストランのシェフは健常者の方なんですけれども、その中でも障害のある方が働けるんですね。

例えば朝の弱い障害者の方もおられるんだそうです。その人のことを考えると、どうかなということになると、レストランでディナーとかランチならば、そんなに朝早く出てこんでもいいわけですから、そういう中で皿洗いだとか、できた食事などをお運びするだとか、いろいろやっていただく仕事はあるわけです。

そういう中で、一人ひとりの障害のある人の特徴だとか特性を見きわめて、いろんな仕事が生まれていました。私はそのことに非常に感心させられたわけなんですけれども、大口町の、特に知的障害者の方々の施設を新たにつくられたわけなんですけれども、そうしたところでのお仕事の状況を見ていますと、町もいろいろアドバイスしておられるんだと思うんですけれども、どうしてもそれは上から目線的なものであり、押しつけ的なものであるとしか思えない。まず、そこに見える障害のある利用者の特性をきちっと見きわめて、どんな仕事ができるのかということから入っていかないといけないのではないかな、長続きしないのではないかなあと思うんです。私はそのように思うんですけれども、町はどのように思っているのかお教えてください。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 7月でしたか、常任委員会で視察をされましたが、私どもも先般、長野の方までは行けませんでしたけれども、岐阜県恵那の方のたんぼ福祉会の恵那たんぼ作業所を見てまいりました。

共通して言えることにつきましては、親亡き後をどうするかという大きな課題に対して、障害者の自立を支援するために立ち上がった施設であるということについては、大口町の授産施設であるハートフル大口と共通したものであるということが言えると思います。

ただし、施設の歴史、規模及び立地条件はハートフル大口とは相当違いがあるということは、御案内のとおりであります。例えば、たんぼぼ作業所で行われている就労支援の取り組みについては、長い歴史の中で、遊び的な労働、あるいは習慣的労働、さらには立ち向かい的労働と、三つの労働に区分されております。現在では、66項目にもわたる作業種目がございます。また、たんぼぼ作業所では観光地である恵那峡が近くにあるという立地条件を活用し、販売店も4カ所持ってみえると。さらには、中央高速道路恵那峡サービスエリア内売店において販売活動をし、好実績を上げておられます。

こうしたことから、たんぼぼ作業所とハートフル大口を単純に比較するということはできませんし、またたんぼぼ作業所のようにハートフル大口が事業展開をすることは難しいともとらえております。

真に障害者が自立できるように支援することを考えるならば、大口町としましては、個々の障害者の能力を最大限発揮できるようにするために、施設に対する側面的な支援を引き続きするといったことが必要でないかと思えます。

さらには、先般も、ことしの3月ですか、環境建設常任委員会の中で、当初予算のBDFにかかわる機器の購入の議論がございました。ここで職員と議員さんとのやりとりの中で、押しつけといったような議事録上は記録が残っております。私どもがこれを見たときに、そうではないんだよと。平成13年におおぐち福祉会が法人化され、また平成14年度に向け施設整備を行いました。これにつきましても、大口町としましては、議員の皆様方、町民に広く御理解いただく中で、大口町の障害者施策をどのようにしていくかという中で、唯一の施設を立ち上げたわけでございます。国・県の補助金を超えるような額の補助をさせていただきました。

こうした中で、先ほど恵那たんぼぼとおおぐち福祉会では相当違いがあると申し上げましたが、実際にはスケールメリットをもって向こうはやってみえるんですが、やってみえる内容、授産生にかかわる関係というのは何らハートフル大口も変わりはない、障害者に対して本当に熱い気持ちで接してみえるということについては変わりはないと思えます。また、おおぐち福祉会については広く県、あるいは大口町の町民の方々も高く評価されておるといような実態の施設になってきております。

こうしたことから、特に授産所に通ってみえます授産生につきましては、特に障害をお持ちでございますが、障害者だから仕事ができないということは絶対決めつけてはならないということは、私どもも恵那たんぼぼの作業所へ視察に行った折に上層部の責任者の方から言われま

した。本当に目からうろこというような思いで聞いてまいりました。ですから、今後も本町としましては、障害者施策としまして障害者の方々に何ができるのか、こういったことはやはり大口町が、あるいは大口町の職員が、さらには大口町の町民が、みんなが障害者のことを思って、そういったものを探し、御提案を申し上げるとするのは、ごく一般的なことではないかと理解しております。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 思いは一緒であったとしても、本当に親亡き後のことを真剣に考えているのか考えていないのかということで行くと、私はかなり違うんじゃないかなと思うんです。それは、例えば長野の施設においては、平成になってからですよ。平成 4 年に始まった施設ですよ。そういう点で行くと、どんな後押しがあったのか、私はそこまで詳しくはわかりませんが、短い間だけで、これは長い歴史だけで比較はできないと思うんです。一体どこに目標を持って、どこに向かっていくのかということをはっきりさせているかはっきりさせていないか、これが違いとしてあるんです、結局ね。

だから、親亡き後にグループホームで生活をしながら、生きがいも見つけながら生活ができる、これは親の願いですよ。ですからその方向を見誤らないように進んでいってほしいんです。それには一人ひとりの利用者、要するに障害のある人たちのさまざまな特徴だとか特性だとか、そういうものを生かした仕事を開発していくことが大切なんです、この就労支援においては特に。その部分がおくれているんです、大口町の場合は。私はそういうふうに見ているんです。この視察をさせていただいて、私の感想なんです、これは。

だからこの部分が、本当に親亡き後にこういうふうに住生活ができるんだよというようなビジョンがないもんだから、親御さんたちも不安な状態に陥っている状況だと思うんです、今の状況は。だから、そういう展望がやはりまだまだ町としてもきちんと指し示せないし、また施設としてもそこまでのところまで僕は行ってないんだろなというふうに思っています。だからこそ、一人ひとりの障害のある人たちの何ができるのか、そういうことをしっかりつかんだ上で仕事を生み出していくことが大切なんだ、それが自立した生活を送る第一歩なんだということの一つの基本にしていただきたいなあというふうに私は思います。

お金を使うということは、健常者だけじゃないんですよ。障害のある人も、お金を使って健常者と同じような生活をしたい、これが障害者の願いなんですよね、障害者本人から見れば。そういうことをきちっと踏まえないとだめなんです。どっかの施設に押し込んでおきゃあいいということになってしまったら、私はおしまいになってしまうと思うんです。障害者の人権もあったもんじゃないということになりますので、きちんと自立した生活が営める環境をつくる

上でも、仕事のできる人は仕事についていただく、そのためにその仕事をつくり出していく方向で努力をしていただきたいと私は思いますが、いま一度お伺いしておきます。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） おおぐち福祉会のことについての御質問をいただいておりますけれども、かなり認識に違いがあるんじゃないかなということを思いますし、恵那の福祉会とおおぐち福祉会とは大きな違いがあるなということを思いました。

まず成り立ちが違う。私どもが目指したことは、これからの福祉のセンターとして、自立ができるセンターをつくっていこうと。今も介護の、あるいは障害者支援ができるような施設になっておりますし、そうした施設は向こうはないわけでありまして、そうした中で平成14年にできて、また増築をし、そうした福祉の施設として完備をしてきて、今自立ができるところまで来たかなと、こういうふうに思っていますし、潤沢に資金は回っておるなあと。

さらに恵那と違うところは、後援者の方々が会員となってこれを支援していただいております。年間300万、あるいは350万、400万に上る支援をいただいております。そして事業収益も、千何百万という収益がある。こういう状況にありますので、障害者を支援していくということは、自立できる環境をつくっていくということでもあります。

しかしながら、議員先ほど言われましたように、授産施設としてどういう目標を持っているのかと。このことに対しては、先ほど部長の方から答えていただきましたように、障害を持った方々が生涯を通じて生活ができる、そうしたことが障害者あるいは障害者の家族、また授産所の目的であろうと思っておりますし、支援をしておる町の思いでもあるわけでありまして。そうしたことに対して、自分らの力でこれからはそうしたセンターをつくっていこうというふうに目的を定められておるのかなあと。直接は聞いておりませんが、そうした中で、結局は福祉施設がやっていけることは、理事会と、あるいは授産所に勤める方々の思いと、そして後援会の方々の思い、そうしたものが重なっていくことが大切であろうと思っております。そうしたことをみずからが発想していただいて、そういったことを目標にしてこれからも組み立てていただくことが必要であろうと思っております。以上であります。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 町長の言われることも一理あると思うんですね。みずからが組み立てていくことは大切なことなんです。私も働く人たち、また応援する人たちが、どうしたら本当に障害のある人たちが自立した生活を送れるのかということのみずからが考えていく。そうした中で生活をしていけるような施策を自分たちでつくっていくことが大切だろうと思うんです。これらの施設は自分たちでそういうのを切り開いてきているんですね、結局のところは。そう

いう施設だろうというふうに私は思いました。だからその切り開く意気込みを今後はどんどん内部から力として出していくことが必要なんだろうということで、私はあえて問題提起させてもらっているんです。

だから、そういう意味では町長の言われたことも私の思いも、ずうっと行けば、地球は丸いですからね、どこかで多分一致すると思うんですけども、そういうふうで、お互いに意見を闘わせながらいけばいいのかなあというふうに思うんです。きょうもいろいろあったんですけども、本当に地球は丸いからね。真っすぐだと思っておると、ずうっと回っていくんだわ。するとまた同じところに戻ってくるんだよね。そういうことですので、これからはぜひ町長さんといろんな問題でこれからは意見を闘わせながら、よりよいものにしていきたいなあと思います。

きょうはもう時間がありませんので、これで終わっておきますけれども、ひとつまたよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

議長（吉田正輝君） 会議時間の午後5時が近づいております。質問者があと1人になりましたので、本日の会議時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田正輝君） 異議なしと認めます。よって本日の会議時間を延長いたします。

田 中 一 成 君

議長（吉田正輝君） 続いて、田中一成君。

2番（田中一成君） 簡潔に質問をしていきたいというふうに思います。

1番目は、職員の給与体系の見直しの問題についてであります。

さきの6月議会で通告をいたしましたけれども、十分な論戦ができませんでした。簡単にですが、まず大口町の職員の皆さんの給与、これは民間給与との比較での見直しなんだというふうに説明してこられましたけれども、一体大口町の民間の皆さんの給与と大口町の職員というのはどのような調査をされて比較をされているのでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 大口町を初め、人事委員会の置かれていない市町村においては、国における給与改定の取り扱いや都道府県の人事委員会の勧告等を勘案して具体的な給与改定が行われております。独自の調査は行っておりません。

国家公務員には人事院の給与勧告制度が設けられておまして、この勧告は毎年、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われております。本年の勧告では、人事院は、企業規模が50人以上かつ事業所規模50人以上の全国の民間事業所約5万

2,500ヵ所のうちから抽出をしまして1万1,037ヵ所の事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施し、公務の行政職俸給表（一）と類似すると認められる事務、技術関係22職種の約38万人及び研究員・医師等56職種の約6万人について、平成20年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に調査をしました。

民間給与との比較について、人事院は、国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては行政職俸給表（一）、民間においては行政職俸給表（一）と類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行いました。その結果、国家公務員給与と民間給与の格差は136円となりました。民間給与との較差が極めて小さいことから、本年は改定なしとの勧告がなされております。

なお、都道府県、政令指定都市、特別区等の人事委員会を設置している地方公共団体においては、人事委員会が給与勧告を行うものであります。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 急激に景気が悪くなってまいりまして、大口町内の民間企業で働く皆さんも今大変になってきております。大抵は、大口町の中堅以上くらいの企業ですと2交代あるいは3交代勤務で働いておられて、残業や深夜勤務手当がつくんです。それで何とか余裕のある生活と言えるかなあというところがあるんですが、最近はいろいろと聞いてみますと、残業が規制をされると、交代勤務も少なくなってくるということでございます。これは全国的にも言えることで、そういうふうになりますと、民間は景気が悪くなると大変だと、安定していないと。これは多少給料が低くても公務員になった方がいいかなあ、あるいは子供を公務員にした方がいいかなあと、またそういうことを言われる方も徐々にふえてくるんですね。

そういう意味では、公務員の皆さんの給与、あるいは大口町の皆さんの給与が低い低いとばかり言っていてもしようがないかなあという気もするわけですが、しかし、私はちょっと納得ができないのは、国家公務員と大口町の職員の給与、これについては地域手当9%を廃止してしかるべきだという国の見解、これはどうも納得できないですね。

一体、国家公務員と地方の公務員との給与の水準がどうなのかというのは、ラスパイレス指数というんでしょう。町が財政分析表で出された表には、大口町の職員給与はたしか92%台、ラスパイレス指数が。つまり、国家公務員と比べて92%ちょっとしかありませんよということが公表されているわけですね。それとの関係ではどのように執行部は受けとめておられるんですか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今、国家公務員と大口町の職員の給与水準がどんな状況かということかと思いますが、地方公務員の給与水準を知る指標としては、今も御質問の中にありました国家公務員の給与を100として比較をするラスパイレス指数がございます。

国は、国家公務員の給与構造改革によりまして、従来の調整手当にかわる地域手当を平成18年度から導入して、支給地域や支給割合といった基準を定めております。国の支給基準を超えた支給割合で地域手当を支給している地方自治体が多く見られることから、国は地方公共団体に対して是正するよう求めてまいりました。こうした状況の中で、国はラスパイレス指数について、従来の方法により算出した指数に加え、地域手当分を加味した指数も公表しております。

平成19年4月1日現在の大口町のラスパイレス指数は、今もありましたが92.3となっております。ところが、地域手当補正後のラスパイレス指数は100.6であります。

なお、平成20年4月1日現在、名古屋市を除きます県内の地域手当の支給状況等は、国の支給基準以下で現状あるのが8団体であります。また、国の支給基準を超過している団体が52団体でありまして、その52団体のうち、大口町を含みます37団体が平成22年4月までに国の支給基準以下に引き下げる条例を改正済み、または改正予定となっておりますのが現状でございます。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） そうしますと、地域手当を含めて換算をすると、ラスパイレス指数は大口町の場合100.6というのが現状だということですね。そうすると9%も地域手当を廃止してしまったら、今度はどうなるかと言えば、ほぼ92%台に引き下がるという、暗算ですがなっちゃいますね。このことについてはどうされるおつもりなんですか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 私ども地方公務員の給与の状況等を考えましたときに、諸般の状況、さらには給与構造改革、さらに国民あるいは町民に求めておるいろんな諸般の状況を考えますと、ラスパイレス指数が本町において92.3になってもやむを得ないのではないかとこのように思っております。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 大口町よりも給与水準が現状でも高いと思われる長久手や日進、そうしたところの地域手当はさらに引き上げていいという。これらの自治体はさらに引き上げるということは、現状でも多分相当、大口町より高い給与水準だと思うんですけども、そういう自治体に対してさらに地域手当を13%とか十数%に引き上げてもいいよという、それは国は何を根拠にしておるのか、私、全然理解できないんですよ。地方自治体に対して国が勝手に基準を

つくって地方自治体間に格差をつける、職員の給与に、一層、これは何を目的にしているのかわからないんですが、そこは理解しておりますか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今もちょっとお話をさせていただきましたけれども、地域手当はそもそも国家公務員の給与構造改革の中で地域手当が創設され、導入されてきたという経過がございます。その中で支給地域や支給割合といったものの基準が定められております。そういうものを準拠しまして、各地方公共団体が地域手当を支給しておるのではないかなというふうに自分には理解しておりますが、今お話がありました名古屋市近辺の市、あるいは町においての支給基準につきましては、これも国が定めております支給地域及び支給割合に準じた形での支給となっておりますというふうに理解しております。

（ 2 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2 番（田中一成君） 不合理な地方自治体に対して基準を設けて、地方自治体間の給料の格差を拡大するような指導、これは明らかに国の方がおかしいというふうに言わざるを得ません。総務部長さんはおかしいと思わないということだと平行線ですから、これ以上言いませんが、私はおかしいと思います。

その上で、さらに成果主義賃金ということが民間で盛んに言われます。こういうことをいち早く取り入れた企業では、これでは職場の連帯感を持ったグループ的に成果を上げていくということについては矛盾が大きくなったから、これはやめるといような反省も民間企業の中には生まれてきているわけでありましてけれども、大口町では新たに人事評価制度を設けて、何か基準をつくられて、今一生懸命やっているというふうに聞いておりますけれども、その中身についてはよくわかりませんので、一体どんなことでやっているのかということが1点。

もう1点は、私は若い方々、今みんなほとんど大学出の皆さんしか採りませんので、大学を出ますと24、25、26、27とすぐに結婚適齢期ですね。結婚をされる。そして子供さんをつくられるとなってきますね。そういう中で、今の若い人たちの給与がそういう結婚をし、出産をし、子育てをするというので、耐えられるような給与体系だろうとは思いません。大変お金が、借家など借りておりますとなおさら一層大変ですから、若い人たちの給与も、そういう意味では思い切って上げていかなければならないだろうというふうにも思いますし、同時に、民間でもそうありますが、大口町の職員の皆さんの給与体系も一定の年齢、50歳とか55歳とか、課長や部長になられている皆さんが多いわけですが、一定の年齢になると給与の上昇率が鈍ってまいりますね。これは民間でも同じでありますけれども、この鈍りぐあいもちょっと気になるころですね。

民間も大変厳しいです。50歳で一度定年退職を迎えたかのようにピークが来て、ここで給与はストップするというような企業もありますので、民間と比べや少しでも上がるでということかもわかりませんが、大口町の職員の皆さんも、例えば新入職員、あるいは係長クラス、あるいは課長クラス、あるいは部長クラス、こういうことで見た場合に、国のラスパイレス指数と比較すると、それぞれの年代というのはどの程度なんでしょうか。多分中年以降、50歳ぐらいになると、国の基準と比べるとなお一層大きな格差があるのではないかと。92.3%どころではないのではないかなあと心配しておるんですけども、その辺の実態はどうなんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。
政策調整室長兼総務部長（森 進君） 現在試行しております人事評価制度について御質問でございますが、平成17年の人事院勧告に基づきまして、国家公務員においては平成18年4月から、年功的な給与上昇の抑制、職務や職責に応じた俸給構造への転換、勤務実績の給与への反映を柱とした給与構造改革が実施をされました。大口町におきましても、従来の年功的な給与制度を見直しまして、客観的かつ具体的な評価基準によって公正に勤務成績を評価し、その結果を給与に反映させることで職員の能力発揮の機会を与えまして意欲の向上を図るため、人事評価制度を平成21年度から本格的に取り入れることとしております。

それに先立ちまして、本年度を試行期間として人事評価制度の導入に係る問題点を洗い出し、改善策を検討するため、本年20年の5月15日から6月14日までの1ヵ月を評価期間としまして人事評価を試行しました。

人事評価は、職員が町の目標や各課の課題解決に対する個人の目標を設定し、その目標をどこまで達成し、どれだけの成果を上げたかを重視した目標管理手法による実績評価、目標を達成する過程において、どのような行動があったか、必要な能力をどう発揮したかを能力や態度の観点から評価する能力評価の二つの評価により行いますが、今回の5月に行いました試行につきましては、実績評価について試行をいたしました。

今後は、試行に関する問題点を改善した上で、能力評価を含めた2回目の試行を10月以降に実施する予定にいたしております。

また、若い職員の給与の状況でございますが、御承知かと思いますが、ここ数年の人事院勧告におきましては、そのあたりが考慮された人事院勧告がされてきておるとというのが実態でございます。ですから、その辺のところは十分に、人事院勧告そのものが民間の状況、あるいは国家公務員の状況等を加味した上での給与形態でございますので、そのあたりは対応が十分できておるといふふうに思っております。ですから、給与の面だけでいけば、男性の方の所得だけで生活を回していくということではなくて、今はいろんな部分で生活をサポートするような制度・仕組み等もできております。そういう中で、今議員が御心配の向きについてはカバーが

できるというふうに思っております。

(2 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) きょうは時間がありませんので、先ほど申し上げました年齢区分といたしますが、勤務経験年数別に国の基準と比較した場合、大口町の職員の皆さんは、ラスパイレス指数的なものでよろしいので、年齢とか職層とかいうことで比較をした場合どうなるのかということをもた御調査の上、お知らせいただきたいというふうに思います。若い職員も大変ですが、一定の年齢になると給与がほとんど上がらないというようなことも、仕事に対する意欲を損なわせる一つの重大な要因だなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

人事評価制度について改めて問いませんが、私は地方自治体の職員は、そこに住む住民に対して連帯をして、全体の奉仕者としてきちんと仕事をやるということが大前提でありまして、それぞれ競わせて力を発揮させるというような民間の手法が果たして適当な職場なのかというような疑問も当然あるわけでありまして、そうしたそれぞれの能力評価を中心にした給与体系に持っていくんだというようなことは、極めて慎重にしていかなければならないというふうに思います。

論文をまとめたり、あるいは着眼点を探せと言われたら、探すことは得意な人はいます。しかし、誠実に住民の目線で公務員としての精神をきちんと持って、確実に仕事をこなしていくというタイプの人もあります。私もいろんな人生を体験してまいりましたが、所によって全く能力がないと評価された場合もありますし、そうでない場合もありますので、評価する人によって随分と人間の見方は違うもんだと実感をしてきた経験がございます。人間は決して一側面から評価をして、それを給与に結びつけるというようなことは、単純な仕事ではないということ肝に銘じながら、職員全体の皆さんの士気が大いに高まるような人事管理をやりたいということを御要望申し上げておきます。

2 番目に、2 市 2 町のごみ処理の新施設建設候補地検討委員会の設置に当たって伺います。

議会代表、あるいは環境問題についての代表、あるいは町長・会長が推薦する者など、それぞれ 2 市 2 町の自治体から 5 名ずつの検討委員を選出していただいて、そこでいろいろと候補地についての検討をしていただきたいという旨の御説明やら議会に対する要請など承ってきたところであります。

まず、この候補地検討委員会の名称は、ただ単に「ごみ焼却新処理施設」、ごみの焼却となっておりますけれども、ごみの処理方法は焼却以外にもある、例えば堆肥化というようなことも今までも論議してきたわけでありまして、焼却に限定せずに、この検討委員会に参

画をしていくべきではないかなあというふうに思うわけでありませけれども、その辺はどのように管理者間、あるいは2市2町では考えてこられたんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） ごみ焼却新処理施設の名称の中に「焼却」の文字が含まれていることに対する御質問というふうに考えております。

平成10年10月に出されております愛知県のごみ焼却処理広域化計画に由来しておるといふことでございます。この計画には、特に焼却処理のみを対象としたものでなく、愛知県内の24ブロックを13ブロックに統合する中で、ダイオキシン類等の対策を効率よく実施することや、エネルギーの有効利用、その他のごみ処理を効率よく進めることとしておりまして、焼却のみを限定しているものではありません。

今回検討しております広域でのごみ処理は、焼却処理も含め、総合的な見地から地域との協働で考えていくものであり、地域からの提案として、議員御指摘の生ごみの堆肥化、あるいは炭化等の資源再生化なども検討課題として一緒に取り組んでいくことになるかと考えております。

御指摘の2処理施設とは、焼却施設と生ごみ堆肥化施設等が同一敷地に設置される必要はなく、2市2町でのごみ処理広域化実施計画策定の中で、コストの問題を含め、地元の皆様と総合的に協議して進めてまいりたいというふうに考えております。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 通告はしておりませんでしたけれども、新聞紙上に載りましたのでちょっとお尋ねをしておきますが、2市2町がそれぞれ候補地を一つずつ出し合って、そこで検討していこうということになっているという説明を承ってまいりましたけれども、ある自治体、犬山市さんでしたか、新聞に掲載されまして、みずからの候補地については提案ができないといたしますか、しないといたしますか、そのような趣旨の記事が掲載されましたけれども、その実態というのはどうなっているのでしょうか、真実は。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） たしか9月9日の近郊版に載った件だと思いますが、私もこちらの方に派遣で見えている犬山市の職員も見えるわけですが、実際の真相のところをまだ入手しておりませんので、正確な情報がこの場でお答えできないのが申しわけないと思っておりますけど、皆さんと共通な紙面での受け取り方しか今していない状況でございます。大変申しわけございません。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 会長である町長にお伺いしておきますけれども、2市2町がそれぞれ一つつの候補地を提案し合おうと。その上で検討委員会で第1次選考をやらせてもらおうということについては、気持ちよくそれぞれ合意をされてきたわけですね。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鎧君） 1次選定につきましては1ヵ所以上、各地区で出していくということがあります。犬山市さんの新聞記事に掲載されました件については、犬山市は1次選考にも、基準として地元の同意を得たところを上げていきたいということを考えておみえになるようですので、少し検討委員会の基準とは違うかなあというふうに思っています。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） そうしますと犬山市さんは、地元の合意を得た地域を候補地に上げていきたいということだと、犬山市さんがそういう候補地の選定をされた以降に、この検討委員会というのは設置をされるといいますが、作業に入るといいますが、そうでないと、2市2町の候補地が全部出そろわないのに検討してくれと言われても、検討のしようがないと思うんですけれども、それはどういうふうになりますか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 一応先回までのブロック会議では、既に協議会の方でも御報告させていただいておりますとおりの期限で進めておるわけでございます。今の御質問の時期の関係につきましては、また近いうちに、来月に入って早々に4回目のブロック会議を開催することになっております。今月末までにとということですので、実は1日に予定をされておりますので1日違うわけですが、その辺のところもまたお話し合いがされることになってくるかなあと思います。今の町長の発言の中での状況でございますので、一応申し合わせというか、合意されておりますのは9月末という中で、若干の時期のずれといいますが、その辺のところは犬山市さんの方から出てくるかもしれないということは、私としては思っておる状況でございます。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 大口町の場合ですと、候補地を現施設ということで提案をさせていただきたいというような内々のお話をいただいているんですが、それは地元住民の皆さんの総意で御理解を得たという段階ではなくて、区長さんなり地域の代表の皆さんなりに、大口町としてこのような提案をさせていただきたいと。それぞれ2市2町でそういう合意があるからというような、一定の地域の代表の方々の御理解を得て提案をしているということだと思っております。

れども、犬山市さんの場合だけが住民合意を得てからということになりますと、その住民合意というのは一体どの程度の住民合意なのか。それが9月末とか、1ヵ月や2ヵ月おくれるのはいいですよ。どの程度の期限までに犬山市さんはやってくれるとか、その見通しというのは一体どうなのかということと、犬山市さんがそういう候補地を具体的に提案していただかなければ、この検討委員会というのは設置しても検討のしようがないですよ。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 確かに時期の問題が発生してくるかと思えます。以前、町長から議長さんにも2名の委員さんの推薦をお願いしておりまして、そういう中で来月を迎えていくわけでございます。そちらの委員さんが新しく20名そろってまいりまして、今度やっていただく内容について、まず1回目の説明をさせていただいて、スケジュールが今頭の中にずっと出てこないのはいかんですが、即審査に入っていただくというわけにはまいらんと思しますので、関係する委員さんの日程調整等もございまして、その辺のところでも間に合っていくのではないかなというふうに考えております。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） この検討委員会を設置して開催するたびに報償費を支払うということにもなっていて、検討委員会を開くのはただで開けるわけじゃありません。それで候補地もそろっていないのに、検討委員会を開いて検討してくださいといっても十分な検討ができないわけですので、これは犬山市さんにも候補地を早く提案してもらわなければ、この検討委員会は実質上機能しない。また、検討委員会を開いても無駄遣いに終わるということがありますので、犬山市さんは大変な経験をしておられて、住民合意をほどほどにといいいますか、かなり十分にとらないでまた提案をしたりすると、住民と行政との間でこじれてはいけないという配慮だろうと思いますので、やむを得ない面があるというふうに理解はいたしますけれども、しかし自治体間で協議をして合意をされてきた期限などもあるわけでありまして、今リーダーでもある大口町の町長は会長でもありますので、そこら辺はリーダーシップを発揮して、それぞれ合意してきたことについては期限をちゃんと守って、この検討委員会が機能できるようにひとつやっていたきたいというふうに思います。

そこでもう一つ伺っておきますが、この検討委員会設置に当たっての要綱の第2条の(2)に条件整理、つまり周辺対策ということがうたわれているわけですが、今までの御説明によりますと、ごみを焼却した際に出る熱をリサイクルしていきたいと。それを周辺対策等に活用していきたい、サーマルリサイクルをしていきたいという御説明がありましたけれども、サーマルリサイクルと言われますと、ぼっと頭に浮かぶのは、おふろとか温水プールとか、あるいは畑

に対するビニールハウスや何かの熱源にするとか、そんなことが思い当たるわけでありますけれども、そういうサーマルリサイクルまでのいわゆる周辺対策ということで限定をされておられるのか、周辺対策というのはサーマルリサイクルだけではありませんよと。その地域の特性に応じながら、他の方法も検討委員会では論議をすることができるのかどうか。我々住民と議会代表は参加してくださいという検討委員会というのは、候補地だけを選ぶということなのか、周辺対策やサーマルリサイクルやそんなことも論議が可能な検討委員会なのか、どのような検討をすればいいのかということが少しわかりませんので、その辺について御説明いただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 条件整理の関係で御質問をいただきました。

ごみの焼却問題につきましては、地域に住む住民の生活を支える上で最重要課題でもあり、避けて通ることのできない問題であります。

候補地検討委員会の任務といたしましては、第2条第1号、条件整理ということについては、候補地を選定するに当たっての条件整理に関することでございます。

委員会では、各市町より提出されました候補地について、広域における総合的な面、また詳細な面の検討を予定しておりまして、そのための条件整理を行うもので、具体的には土地に関する法的な規制、土地形状、周辺状況、道路アクセス、総建設コスト、住民理解度などに対する条件を整理していくことなどです。今後、候補地が具体化されていくことにより、周辺対策については地元との協議が必要となり、地域活性化の起爆剤としての計画づくりが重要になってくると考えております。

そうした協議の中で、用地をお願いする地域の地域振興策として、町内会などの組織と協議いたしまして、施設をどう利用し、どう活用していくかを住民の方々と行政が協働し進めていくことを2市2町の間で確認しております。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 候補地が出そろった段階で候補地を選定するに当たって、この検討委員会というのは、例えばいろんな結論を出す可能性があると思うんです。ここがナンバー1、ナンバー2、ナンバー3、ナンバー4と順位をつけるような方法もあるかと思うんですが、一体どのような結論を出されるにしろ、この検討委員会というのはあくまでも第1次選考であって、この検討委員会の意見、結論を参考にしながら、2市2町の執行部の皆さんの協議会の方で第2次選考といたしますか、最終選考といたしますか、そういうものをされるという位置づけでいいんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） この検討委員会につきましては、20名の方で組織されまして、この条件整理といいますか、行っていただく業務は、例えば先ほど言いましたような項目を五つほど上げさせていただいたわけですが、こういう項目について各市町から出てまいりました候補地につきまして評価を、基準を設けておりますので、その評価の基準をもとに、各候補地の評価を公平にさせていただくということがまず一番になってまいります。最低4ヵ所は出てまいりますので、その候補地の先ほど言いました項目について、それぞれの委員さんの視点で評価をしていただいて、各項目についての各地点の評価が、例えばですけど、〇、△、×とかいうような形でそれぞれの委員さんが評価されて、それが集約される形になってまいります。その中で、どの候補地が評価の中で、例えば が多いのかという形のものが出てくるかと思えます。その結果が、委員さんの目で見たと総合的な評価が多いものが数候補地残って、2次選定の方に進んでいくという形になってまいります。2次選定の検討の対象となった、残った候補地については、さらに絞り込んだ項目等について、検討委員さんの中で検討もしていただくという形になってまいります。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） そうしますと、まずこの設置される検討委員会で第1次選考をして、例えば二つの候補地に絞り込まれると。その二つの候補地をさらに絞り込んでいくような検討を同じ検討委員会の中で第2次選考ということが可能なのかなのか。今、部長の説明ですと、検討委員会はそこまでやっていくんだというようなニュアンスに聞こえたんですけども、しかし用地交渉をやるのは、それぞれの2市2町の最高幹部の皆さんが住民の皆さんの合意を得るために努力をしていかなければならない問題であって、執行部が入っていない今度の検討委員会で第2次選考までやったって意味があるのかなあと。せいぜい第1次選考程度で検討委員会の結論は出して、あとは執行部で調整をしながら用地交渉をやっていかなければならないんじゃないかなという気はするんですが、候補地を二つに絞るぐらいまではできるのかもしれない、この検討委員会で。それ以上のことを検討委員会にやれといっても、地主さんや周辺の住民の皆さんとのいろんな意味でのコンタクトをとりながら実態を把握していく具体的な作業にも、候補地を一つや二つに絞り込んでいくということは伴ってきますので、それは副町長が参加しているとはいえ、トップを抜いた検討委員会でそこまで絞り込んで、果たして具体的な成果が上がるのかなあという気がするんですが、そこまでやっていくことを期待しているわけですか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 一番の考え方は、各市町の自治体が候補地に上げた地域、お地元の地区が、先ほど言いましたように、この施設のサーマルリサイクルに限定するわけではないんですが、そういう地域の活性化に結びつく、地域の起爆剤になるようなものを、お地元が合意を受けて御提案をいただける形の施設から受けるそのものを、何と申しますか、受け入れていただける形の、お地元からの御提案をいただける候補地、そういうことをお地元の方にお諮りして協議しながら、そういう合意がいただける形のものをその過程の中で考えておりますので、うまく言えないんですが、検討委員さんたちが御提案する機会があるかどうか、今のところはちょっと定かでないんですが、この点については行政側の方がお地元の方にそういうものをお話しして、お地元と協議していくことになるというふうに思っております。

（ 2 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2 番（田中一成君） 執行権限のない検討委員会ですので、客観的に出された候補地について公平に、どこの候補地が最もベターだろうというようなことは、さまざまな基準を設けながら検討するのはわかるんですが、第 1 次選考が済んで第 2 次選考までというようなことで、この検討委員会で候補地を二つあるいは一つに絞り込んでいくというのは、もう執行者の仕事ですよ、これ。住民代表や議員が入っている検討委員会でそういう作業は果たして緻密にできるのかという気がするんです。一体、一つに絞り込むところまでこの検討委員会でやっちゃうんですか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 候補地の選定のブロック会議、首長会の方に報告というか具申と申しますか、そこまでの役目でございます。

（ 2 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2 番（田中一成君） それならわかります。

そこで最後に、私、かなりの期間、江南丹羽環境管理組合の議員を務めさせていただきました。副議長や監査委員もやらせていただいて、焼却炉の改修の場にも立ち会ったり、炉の中に潜ったり、あるいは最終処分場もくまなく見たり、いろんな検討を自分なりにしてまいりましたけれども、その施設内で危険なことはまだまだいっぱいあります。老朽化しておりますので、要するに焼却残渣である灰、これも大変有害なものですので、きちんとした管理をしなければいけないんですけど、飛灰と言われるやつ、施設内に炎と一緒に舞い上がる灰です。施設が古いもんですから、今ちょっと改善したんですけど、ちりのように真っ白になってこんなに積もっているんですよ、そこらじゅうに。ひどい状況だったんです。そこを無防備に作業をし

ておったんですよ、かき出したりいろんなことやって。

今はちょっと少し改善して、大きな掃除機でそれを吸引して掃除をしたり、防護服を着て、施設内から出てくるときにはエアシャワーで払って出てくるとかいうことをやっています。多分、飛灰と言われるものがトラックや何かの作業と一緒にあって、施設の外、敷地内に出てきた、そこに雨が降った。それでその雨水がそこにしみたら、通常よりは高いダイオキシンが検出されたというようなことが何回も繰り返されているんですね。そういう意味で、飛灰や焼却灰の残渣の灰、これをコンクリートでミックスして粒状にして、あそこの施設内に穴を掘ってビニールシートを敷いて埋め立てているわけです。これは非常に危険なもので、私はいずれそれを全部撤去していただきたいということで、一生懸命御努力をしていただいて、名古屋港の埋立地のアセックというところに持っていけるだけ持っていくというようなことで、そこがいったいにならずに済んでいる程度なんですけれども、そういうことを言っているんですが、今度同じ場所に建設されるにしろ、他の地域に焼却施設が建設されるにしろ、あの最終処分場に埋め立ててある焼却灰はそういう危険なものと思っております、私は。放置すれば、いずれビニールシートは劣化をして、そうしたものが地下に浸透していくという危険性はどうしても否認ないなあというふうに思っております。

そういう意味では、新処理施設ができますと、当然焼却灰を溶融する何らかの方法を、その施設でやる、あるいは大きな鉄工会社などに委託することもあるかと思いますが、いずれにしろ焼却灰を残さない、今は全部溶かしてメタルとスラブに分けてしまっ、それらもそれぞれリサイクルをして、一切埋め立てるものは残さないというような手法をとられているところがほとんどでございます。そういう意味では、あそこの施設内にある最終処分場の焼却灰、飛灰については、新処理施設建設に当たっては全量撤去して、何らかの適切な処分を求めていくべきだというふうに私は思っておりますけれども、また江南丹羽環境管理組合でも時々そのような発言をして求めてきたところでもありますけれども、大口町の執行部の皆さんともそのことでは一致した立場でぜひ今後対応していただきたいなあというふうに思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 江南丹羽の焼却灰等についての御質問でございます。

江南丹羽環境管理組合の最終処分場は、管理型処分場といたしまして準好気性埋め立てになっているため安心と考えております。しかし、管理型ですので、排水処理基準を守ること、その機能を将来にわたり維持していく必要があると考えます。

現在、埋め立て可能量の6割弱が埋め立てられておまして、残量を確保するため、江南丹羽環境管理組合から排出されるセメント固化されました飛灰の全量を外部委託で処理いたして

おります。今後もその方針で進められております。

現在埋め立てられている全量を撤去するとなると、膨大な費用がかかるものと予想されます。また、この問題は全国の自治体の大きな課題でもあり、全国の動向を見守りつつ、江南丹羽環境管理組合へ問題提起をしまいいりたいと考えております。

なお、新施設につきまして、こうした焼却灰、飛灰を処理する減容化施設もあわせて検討していく必要があると考えていますので、よろしく願いいたします。

(2 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) もともと最終処分場については、10年ちょっとでいっぱいになる計画でした。しかし、私どものような発言があって、他の処分方法を適切に拡大する中で、今まだ容積が6割程度という水準までにとどまっているんです。黙っていれば、あそこはもう既に満タンになっていたんです。ですから、あそこを満タンにさせない、なるべくあそこのものについては撤去をして、安全なもとの土地に戻すということを決して忘れずに御努力をいただきたいというふうに思います。

3 番目の県道齋藤羽黒線の問題についてお尋ねをいたします。

既にこの県道齋藤羽黒線の歩道といいますか、そうしたものが非常に狭いということから、とりわけ名鉄犬山線から上小口の信号、パロー南の信号のところまでの話でありますけれども、歩く余裕もないような狭いところもありますし、自転車の方々も通れない、事実上通せんぼしておりますね、あの信号のところは。ここを回避して、迂回をしてトラックにはねられて亡くなったという事件が起きたわけでありまして、実はこういう場所はそこだけじゃないよという話でありまして、見てきましたら、大屋敷の東海鋳造や日本紙工の前の歩道、ブロックで仕切られておりますけれども、非常に狭いと。自転車でも通れないし、歩くのもほとんど狭くて歩きにくいというようなところがありますので、齋藤羽黒線だけの問題ではないなと。安全対策はきちんと早急にやっていただかなければならない場所はほかにもあるんだなあとということを感じているわけです。

ちなみにこの齋藤羽黒線については、現状よりもそれぞれ両側面1.5メートルずつ拡幅をするという都市計画決定がされていると思います。最も早いこういう事業については、余野単独土地改良、これで余野地域と通称さつき地域について行われたわけでありまして、県道齋藤羽黒線については1.5メートルを拡幅することを前提に換地をしております。換地を受けた皆さんは、将来そのように拡幅されるんだから、家を後退して建てなさいということが余野の単独土地改良事業の中で確認をされ、組合にもそのことを確認し、そのことを前提にして家を建てられてまいりました。

それから、余野の県営住宅がブロックから高層になる際に、県道齋藤羽黒線についてはそのような都市計画決定がされているところであるから、県の建てかえ事業であるのに、県が率先して1.5メートル分の道幅については先行して確保しておくべきだと私が提言をし、そうだとすることで、県営住宅の建てかえの際にはその分が既に拡幅されました。その後、余野の区画整理事業が始まりまして、この都市計画決定は遵守すべきものと位置づけられて、余野の区画整理事業地域でも齋藤羽黒線については1.5メートル道路が拡幅されました。

残った地域は、あと中小口の区画整理等でやっていけるんだということでありましたけれども、中小口の区画整理事業はなかなか進まないということで待ちわびてまいったわけでありましてけれども、いずれにしても、それぞれ大口町の都市計画事業や土地改良事業、土地区画整理事業、県住の建てかえ事業、こういう中で齋藤羽黒線の1.5メートル拡幅を前提にして行政は動いてまいりましたが、残念ながら最近は御承知のようにこの1.5メートル拡幅という前提が覆されて、余野の単独土地改良事業をやった区域内でも、道路にすれすれで、この1.5メートルの後退なく家などが建設をされるに至っております。大変、見るにつけて残念な状況であります。

住んでいる人やそこに建物を建てられた人は、そんな前提があるということや、そういう都市計画決定が行われて、今までさまざまな努力がされてきたというようなことももちろん承知をしておられないでしょう。何の罪もないと思うんですね。これは建築基準法などでいえば、そんなものは守らなくても家は建つわけありますので、仲介した業者などは多分よく知っていたと思うんですけれども、家は建てられますよということで家が建っちゃったんだろうなあと思います。当然そういう際には、建築確認等の事務手続上、大口町が立ち会うことになるわけでありましてけれども、そこら辺については大口町としてどのような行政指導をしてきたのかなあと。極めて残念だなあと。ああいうふうに家が建ってしまうと、県道でありますので県の事業ということで拡幅する際には莫大な補償費を払わなければならないから、そんな状態では県もお金がないからできないよと。もっとやってもらいたいなら、地元がそれなりの努力をして雰囲気盛り上げて、条件整備をして持ってきたよと言われるに決まっているわけですね。これについて、町の方はその際どういう対応をしてきたのかなあとということが甚だ残念でならないんですけれども、そのことについての御説明をまずいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 県道齋藤羽黒線の関係で御質問をいただきました。

この沿線の建築については、将来道路用地として必要になる土地に建築を計画する場合、都市計画法第53条に基づく県知事の許可を得なければなりません。

この許可を受けた件数は、平成元年からきょうまでで10件と。また、道路用地に直接かから

なくても、買収対象となる敷地に係る建築に際しては、道路拡幅時の用地買収に協力する旨の誓約書をいただいておりますが、この件数が昭和62年からきょうまでで49件でございます。

いずれにいたしましても、現実問題といたしまして、道路沿線で建築基準に適合した建築をやめさせる法規制はありません。しかしながら、将来の円滑な道路整備のため、道路拡幅予定地内での建築は極力控える必要があることは、町としても十分認識しております。これまで継続して地権者をお願いをして行ってきており、今後も引き続き一貫して行っていきたいと考えております。

(2 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 極めて残念な状況が最近になって起きていると。何十年と積み重ねてきたそういう努力が条件的に後退させられているという側面は否めません。町一丸となって、こうしたことがさらに条件的に後退することのないように努力をしていただきたいし、都市計画決定とか、あるいは道路の安全確保上どういう努力がなされてきて、また住民の皆さんにどういう努力をしてもらわなければならないのかというような啓発・啓蒙もやらないと、法規制上はどうにもならない、対抗策はないということでは計画的な都市づくりもできないわけですので、これをいかように住民の皆さんの理解を得ながら、関係者の理解を得ながら、安全対策、道路の拡幅、やるべきところはきちんとやらなければいけないわけですので、どのように打開をしていくかということこそが行政の能力だと思うんですね。それができないというのであれば、住民サイドからの目線で見れば、大口町役場の行政能力はないなあという評価を受けるわけです。そういう意味では一層の御努力と、住民の皆さんに対するまちづくりに協力していただくための啓発・啓蒙、そういう努力を日常不断にやっていただく必要があるということ指摘しておきたいと思います。

それから愛知県に対して、死亡事故も含めて、安全上の緊急対策も含めて要望しているという御説明もありましたけれども、その後、愛知県からどのような具体的な対応があったのか、御説明いただきたいと思います。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 道路予算につきましては、道路特定財源の一般財源化など不透明感が増しています。県からは、現在事業中の愛岐南北線、江南大口線及び小口名古屋線を優先で整備を進めると聞いております。新規となる斎藤羽黒線の整備時期につきましては、明快な回答が現時点で得られていません。

町としては、都市計画道路であり、早期に整備が必要な路線と考えています。しかし、町内の路線延長が約2.6キロメートルと長く、全区間を同時に整備することは困難であるため、現

在の整備状況、支障物件の状況、事業効果などを考慮して、優先度の高い区間からの段階的な整備を県に求めていくことを考えています。

具体的には、歩道がない道路南側の整備を最優先に求めていきたいと考えています。この区間は土地区画整理事業が予定されている区域として、県道小口名古屋線との交差点である上小口交差点と余野特定区画整理区域までの約300メートルの間であります。本区間は、土地区画整理事業による道路用地の確保が可能であり、単独買収に比べると比較的スムーズに用地確保ができること、また信号交差点間で連続した歩道整備が可能となり、歩行者等の安全が確保できることから、早期の完了が可能で事業効果が高いと考えられます。事業の早期着手が図られるよう、事業採択を引き続き県に強力に働きかけていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(2 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 一層の御努力をして、一刻も早く、人命がまた失われることのないような安全対策的にも、緊急的にやれるものについてはぜひ進めていただきたいなあというふうに思います。

最後の4番目ではありますが、農業再生についてであります。

私どもが開催をした食と農業シンポジウムに町の部長さんも出席をいただき、御提言をいただきました。御協力をいただきましてありがとうございました。

農業について、具体的には素人であります私は、さまざまな角度からの発言に大変勉強させていただきました。素人ではありますけれども、大変農業の再生については、日本全体が、また大口町も喫緊の課題だなあということを、最近のさまざまな事件を見るにつけてもますます感じているところであります。

それで、小さく三つの点についてお伺いをいたします。

余野の昭和用水の横の広場に1億数千万円かけて貯留槽をつくるということが具体化してまいりましたけれども、約1,000トンの水を貯留するために1億円以上のお金を要するわけですね、この工事費に。簡単に言いますと1トン10万円ぐらいかかるわけです。田んぼが、1メートルの高さの田んぼというのはなかなかなくて、よっぽど深くても50センチぐらいだと想定しますと、2,000平方メートルの田んぼで50センチのあぜがあれば1,000トンの水がたまるわけですね。

余野の区画整理事業をやりまして、田んぼや畑が随分少なくなりました。それでちょっとした大雨が降りますと、垣田の県営住宅の中の道路も雨水であふれるんですよ。なぜかといいますと、芝生がいっぱいあったんですが、実はみずからの駐車場が欲しいと。車庫証明が出る駐

車場が欲しいということで、アスファルトを敷いてずうっと駐車場をいっぱいつくった関係もありまして、県営住宅の中の水があふれて、あそこの道路ですらだぼだぼになるんです。それがさつきの方に流れてきまして、県営住宅に向かっている三光さんという商店の中に入っていくんです。ですから常時、土のうを30個くらい用意していますよ、あそこの店。そういうところから、どーっとさつきを下って余野に行って、余野の5差路のあたりからあふれてくるわけですね。

それで、余野のつくってもらいました調整池も、あの東海豪雨のときにはあふれ出してしまうということで、半日もすれば大抵引くんですよ。一時的に、1時間とか2時間とか降り続けられますと、さつきでも床屋さんとか商店とかは必死になって自分で防がなきゃいけないと。この前もここにグレーチングを入れてくれんと店の中に入ってくるというもんですから、建設課に言ってグレーチングを1枚入れてもらいましたけれども、そのぐらい最近の集中豪雨といえますか、短時間の大雨には弱いんですね。そういう意味で、田んぼの湛水機能については、住宅密集地については、なるべく長く保全をしていただきたいというふうに本当に思います。

そういう意味では、市街化区域の田んぼや畑地はすぐに宅地になって処分すれば多額のお金が入ってくるわけですがけれども、ここを保全していただくことによって、そうした意味での地域の安全が確保される、そういう効果があるわけでありますので、市街化区域に限らず、付近がそうした浸水被害をこうむるような地域の農地、田んぼ、畑については助成措置などを講じて、地主の皆さんに長く保全をしていただくようなことを促していただきたいというふうに思います。

事前にこうしたことの施策を講じている自治体等についての調査もしておられれば、それもあわせてちょっと御説明がいただきたいなあというふうに思います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 最初の質問でございますが、農地には、雨水を一時的に蓄え、豪雨による被害を防止する自然のダム機能、その他にも水源の涵養機能、自然環境の保全等多面的な役割を果たしています。

平成20年度の固定資産税課税状況によりますと、市街化区域内農地の面積は、田んぼが5.6ヘクタール、畑が22.5ヘクタールで合計28.1ヘクタールであり、豪雨による被害を防止する自然ダム機能の役割を果たしていることは認識しております。

また、助成制度に関しましては、議員提案の市街化区域内農地に限定した助成ではなく、用途地域にかかわらず、町内の水田を利用し、雨水の貯留が可能となるような事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 次に、大口町にはオペレーターと言われる大規模に稲作などをやっておられる皆さんがかなりの数おられて、大口町の農地の保全に貢献をいただいていることは、我々も感謝を申し上げなければならないと思うわけでありましてけれども、何といたっても大型の機械を使って大規模耕作をやるという意味では、小まめにあぜの草を刈ってあぜを保全するというようなことはなかなかやれない。そのために除草剤をかなり使ってしまうと、全部草が枯れるとあぜの土の力自体がなくなって、あぜが崩れていくと。またそれを再構築するというのもなかなか大変で、土地をお貸ししている方も、あそこが改善をしておられたら、あぜが壊れたり傷んだりしていくのは本当に気になってしょうがないと。こんな話もあることは執行部の皆さんも御承知だろうというふうに思いますが、先日行ったシンポジウムでは、そういうところに目配りをして、あぜを再補修するといいますが、再構築していくような機械もあるそうであります。私は見たことも聞いたこともないんですが、そんなものも用意して援助していただけたら、除草剤に頼らずにあぜの保全を旧来のようにきちんとやってくれるなあという御発言等もありました。私もそれはいいことだなあというふうに思いましたが、そんなことでの対応はぜひ検討していただきたいということを思いましたけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） あぜの関係を御質問いただきました。

大規模耕作者は、農地集積による規模拡大によって、生産性の向上や効率的な営農が可能となったものの、あぜの雑草を刈り取る労力が負担となっています。

雑草を刈り取る労力を軽減するために、除草剤を用いまして雑草を根絶やしにする大規模耕作者がふえています。そのことによってあぜが崩れ、水田の深水管理が行えなくなったり、排水路では法面が崩れたりすることがあり、その防止が営農上の課題となっています。

大規模耕作者があぜの補修をする際には、専用の機械をトラクターに取りつけるあぜ塗り機につきましては、大口町の稲作認定農業者、4名でございますが、全員の方が使用し、あぜの保全に努めていただいております。また、新規で購入していただく場合には、実質無利子で購入できる制度を整えております。そのようなことで、今認定者の方は行っていただいておりますという状況でございます。よろしく申し上げます。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） いずれにしても、除草剤を使ってあぜの草を全部枯らせるというような方向ではなく、きちんとしたあぜの保全が大規模耕作者にかかわっている田んぼでもできるような方策をぜひ前向きに検討していくべきだろうということを指摘しておきたいと思っております。

農地から上がる収益が非常に低いために、農業後継者も途絶えていくというような問題もございます。それから農地の持っているさまざまな湛水機能、あるいは環境保全、そうした機能も考えますと、そして何よりも日本全体の農産物の自給自足自体が非常に後退してしまっているという状況を見ても、大口町の農地をきちんと保全していく、そのために最も有効な方法は何だろうか。農地を保全できない最大の原因は何なのかというところに思いをめぐらせながら、大口町の農地の保全をしていただきたいと思っておりますけれども、今考えられている施策が何かあればお聞かせ願いたいと思っております。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 農地の保全の関係で3点ほど御質問をいただきました。

農地の保全を図るためには、農業後継者の育成・新規農業者の確保が不可欠であると考えております。農地の保全について、経済性の面から考えたとき、農地から得られる収益がほかの用途に転用した場合と比較にならないほど低いことが、農地が転用される一つの理由にあると考えています。

したがって、現在、全町農業公園構想では、農業所得を増加させることが可能な農業について調査・研究をしており、今後、収益性の高い農作物の栽培、付加価値のある農産物の加工・販売などの農業の振興に取り組み、農業が業として成り立つようにしていくことが農業後継者の育成、あるいは新規農業者の増加にもつながり、農地の保全にもつながるものと考えております。よろしく申し上げます。

（2番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 最後にいたしますが、サラリーマンを定年退職されて農業を一生懸命やろうという皆さんもおられます。私どもの同年、六十三、四になりますと、もう勤め先を新たに見つけることはできないから、シルバー人材センターに登録して除草や剪定をやっているよとか、あるいはどこかないかなあというふうにして仕事を探しておられる方もおります。農地が遊んでいる遊休地もある、そういうものを取りまとめながら、こうした皆さんはまだ余力があるわけでありますので、これから10年程度は十分働いていける能力を持っておられる、しかし働く場所がない皆さんもおられるわけであります。そういう皆さんの能力を活用しながら、大口町の農地の保全と農業の振興を結びつけながら、ひとつ物を考えていく必要もあるだろうということを指摘し、これ以上の論議については次の機会に持ち越したいと思っております。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（吉田正輝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月26日金曜日、午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 5時35分）

